

千葉県放課後児童健全育成事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、円滑な事務処理を行うための必要な事項を定める。

(利用申込みの受付)

第2条 千葉県放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定による申込みは、原則として第一希望の子どもルーム（以下「ルーム」という。）が所在する区の保健福祉センターこども家庭課で受け付けるものとする。

(申込みの種類)

第3条 要綱第9条に規定する申込みの種類は次のとおりとする。

(1) 新年度一次・二次申込み

翌年度の4月1日時点において、要綱第5条第1項に規定する要件を満たす見込みのある児童を対象に実施し、申込みの受付期間は、一次申込みはおおむね11月の初日から同月の末日まで、二次申込みはおおむね12月の初日から同月の末日までとする。

(2) 随時申込み

利用開始希望日時点において、要綱第5条第1項に規定する要件を満たす見込みのある児童を対象に実施する。申込みの受付期間は、原則として利用開始を希望する月の前々月の11日（要綱第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）から前月10日（要綱第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）までとする。

(利用ルームの変更)

第4条 要綱第12条に規定する申込みの受付期間は、原則として利用開始を希望する月の前々月の11日（要綱第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）から前月10日（要綱第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）までとする。ただし、保健福祉センターこども家庭課の長が緊急と認めた場合はこの限りでない。

(障害のある児童への対応)

第5条 要綱第10条に基づき承認した児童に障害があると認められる場合は、「千葉県子どもルームにおける心身に障害のある児童等の利用に係る事務取扱要領」に基づき、必要な手続きをとるものとする。

(利用審査の手順)

第6条 保健福祉センターこども家庭課の長は、要綱第10条に規定する利用の承認又は不承認を決定する場合は、次の各号に規定する手順に従い審査するものとする。

(1) 受入れ可能人数について

ルームの利用を承認する児童の上限（以下「受入れ可能人数」という。）は、別に定める。

(2) 対象児童の審査

要綱第5条第1項に規定する要件を満たす見込みのある対象児童か否かを申込書及び添

付された必要書類で確認する。ただし、要綱第13条第1項各号の一に該当する児童及び必要書類に不足があり、毎年別途定める期日までに提出がない児童については、利用不承認とする。

(3) 承認児童の選考

ア 全学年を対象としたルームにおいて、受入れ可能人数を超える申込みがあった場合には、次の(ア)から(エ)に掲げる順に選考を行い、承認児童を決定する。

(ア) 第1学年から第3学年及び第4学年から第6学年の心身に障害のある児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。ただし、既存のルームだけでは児童の受入れが困難な地域において、高学年ルームを設置してもなお受入れ可能人数を超える申込みがあった場合には、まず第1学年から第2学年及び第3学年から第6学年の心身に障害のある児童について、合計点数の高い者から順に承認し、なお受入れ可能人数に余裕がある場合には、第3学年の児童について、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(イ) 同号ア(ア)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第4学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(ウ) 同号ア(ア)及び(イ)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第5学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(エ) 同号ア(ア)、(イ)及び(ウ)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第6学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

イ 高学年のみを対象とした高学年ルームにおいて、受入れ可能人数を超える申込みがあった場合には、次の(ア)から(エ)に掲げる順に選考を行い、承認児童を決定する。

(ア) 第3学年の児童のうち、第一希望施設に承認されなかった場合において通所が可能な範囲内に高学年ルームが設置されており、高学年ルームへの入所を希望している児童及び、第4学年から第6学年の心身に障害のある児童のうち、高学年ルームの利用を希望している児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(イ) 同号イ(ア)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第4学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(ウ) 同号イ(ア)及び(イ)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第5学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(エ) 同号イ(ア)、(イ)及び(ウ)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第6学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

ウ 同号ア及びイにおいて、合計点数が同点の場合は、次の(ア)から(エ)に掲げる順に承認児童を決定する。

(ア) 保護者が単身赴任等をしている世帯の児童を優先して承認する。

- (イ) 同点の世帯における保護者の平均的帰宅時間を比較し、平均的帰宅時間の遅い世帯の児童から優先して承認する。なお、比較対象となる保護者は、平均的帰宅時間の早い者とする。
- (ウ) 同点の世帯における保護者の平均的就労時間を比較し、平均的就労時間の長い世帯の児童から優先して承認する。なお、比較対象となる保護者は、平均的就労時間の短い者とする。
- (エ) 第3条第1項第1号に規定する一次申込みをした世帯の児童、第3条第1項第1号に規定する二次申込みをした世帯の児童、第3条第1項第2号に規定する随時申込みをした世帯の児童の順に優先して承認する。

エ 選考において配慮を要する児童

- (ア) 障害のある児童は別表第2に基づき、その障害の程度に応じて加点するなど、配慮をしなければならない。
- (イ) 虐待等児童福祉の観点から、必要性及び緊急性が高いと判断される児童及び災害により必要性及び緊急度が高いと判断される児童は配慮をしなければならない。
- (ウ) 同号イにおいて高学年ルームに承認になった第3学年の児童について、希望している全学年対象のルームに空きが生じた場合には、当該月の利用申込みと併せて審査し、利用の決定を行うものとする。

(4) 待機児童

前項の規定により利用不承認となった児童については、待機児童とし、当該ルームに空きが生じた場合には、当該月の利用申込みと併せて審査し、利用の決定を行うものとする。

(利用承認期間)

第7条 要綱第10条に規定する利用承認の期間は、原則として年度末までとする。ただし、次の場合は、この期間内において別に利用承認期間を設けるものとする。

(1) 出産（出産予定月を中心に前後2か月の計5か月以内）

出産前後を通じて分娩休養のため保育できない状態にある者。なお、多胎妊娠に該当する者については、産前の承認期間を4か月とする。

(2) 就労予定（3か月以内）

生計を維持する目的をもって、現に求職中のため日中外出の状況にある者。

2 前項の規定により年度末まで利用承認をした後、当該保護者が前項第1号又は第2号の事由に該当することとなったときは、当該各号に定める範囲内で、利用承認期間を変更することができるものとする。

3 第1項但し書きの規定により別に利用承認期間を設けて利用承認をした後、当該保護者から必要書類の提出があった場合には、利用承認期間を年度末までに変更することができるものとする。

4 前2項の規定により利用承認期間を変更したときは、千葉市放課後児童健全育成事業利用承認期間変更通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(利用の休止)

第8条 利用の休止は月単位とし、利用の取り止めまでの間において最長2か月間まで認めることとする。

(利用料の変更等)

第9条 世帯構成の変更等により、要綱別表第2に掲げる児童の属する世帯の区分を変更するときは、千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更申請書（様式第2号）に必要な書類を添付し、速やかに提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったとき又は職権（保護者の同意のある場合に限る）により利用料の変更を行う必要があると認める場合は、速やかに審査の上、千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更決定・却下通知書（様式第3号、又は様式第4号）により通知するものとする。

3 当該利用料の変更は、原則として変更事由の生じた月の翌月から行うものとする。ただし、世帯の区分が生活保護世帯に変更となる場合は、変更事由の生じた月から利用料の変更を行うものとする。また、課税額等に変更が生じた結果、利用料世帯区分が変更になる場合は、承認開始日に遡って利用料の変更を行うものとする。

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年11月1日から施行する。ただし、第6条、第7条及び受入基準点数表（別表第1）の規定は、平成24年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年11月1日から施行する。ただし、第8条、第9条及び受入基準点数表（別表第1）の規定は、平成25年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成26年11月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第6条の規定は、平成27年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成27年11月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第6条の規定は、平成28年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年11月1日から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は、平成29年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年10月15日から施行する。ただし、平成31年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は令和元年10月15日から施行する。ただし、令和2年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は令和2年10月15日から施行する。ただし、令和3年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年10月15日から施行する。ただし、令和4年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は令和4年2月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は令和4年10月17日から施行する。ただし、令和5年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。